

令和 2 年 第 5 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 5 月 14 日（木）午後 2 時 00 分～午後 2 時 53 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

10 番 矢野 源平
13 番 神田 隆善

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 藤田 美智
 係 員 川原 一仁 後藤 海帆 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 25 号 現況証明（非農地証明）について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第5回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。10番 矢野源平委員、13番 神田隆善委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。第4回定例総会から本日の第5回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめておりますのでご一読下さい。(資料1を朗読) 私からの報告は、以上です。

議長 続いて、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、を議題とします。それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いいたします。それではご説明

申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年5月14日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年5月15日公告予定分を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第22号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後2時19分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時20分)

議長 次に「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号9番までの9案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号9番までの9案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号1番及び番号2番の2案件を18番 佐藤正雄 委員にお願いいたします。

18番委員 三重の佐藤正雄です。5月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。申請地は、譲受人の自宅隣接地で利便性が良いため、

譲って欲しいと譲渡人に相談しました。譲渡人も市外在住で農地の管理が困難であるため、売買で話がまとまり申請を行ったものです。なお、譲受人の経営主は夫ですが、今回は妻の名義で申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、46 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。申請地は、第三者に使用貸借による利用権設定が行われています。譲受人は、後継者もあり、自身の経営地に近く利便性が良いため、譲渡人に譲って欲しいと相談しました。譲渡人は農業をしておらず、第三者に貸付を行っていたため、借受人と相談した結果、令和 2 年 11 月 30 日で土地を返還してもらうことで協議が整ったため、合意解約書と同時に申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、82 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 24 番 衛藤徳人 委員にお願いいたします。

24 番委員 緒方の衛藤徳人です。5 月 7 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は自身の経営地に隣接しており利便性が良いことから、申請地を譲ってほしいと譲渡人に相談しました。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難であるため、売買することで話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、148 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 26 番 吉良郁雄 委員にお願いいたします。

26 番委員 緒方の吉良郁雄です。5 月 7 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの賃貸借による権利設定についてであります。貸人は高齢で、農地の管理が困難になってきたため、借り受けてくれないかと、近所に住む借人に相談しました。借人も自身の経営地に近く、利便性が良いことから、賃貸借することで話がまとまり、申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、142 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 5 番の 1 案件を 28 番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28 番委員 緒方の甲斐文義です。5 月 7 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。申請地は、20 年以上前から農地法第 3 条の賃貸借契約を結び、譲受人が耕作を行ってきた農地ですが、今回正式に譲渡人に譲って欲しい

と相談しました。譲渡人も市外在住で農地の管理が困難であったため、売買での話がまとまり、賃貸借権の合意解約後に申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、245 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 6 番及び番号 7 番の 2 案件を 35 番 後藤敏春 委員にお願いいたします。

35 番委員 35 番、大野の後藤敏春です。5 月 7 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 6 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は譲渡人から、農業経営の整理縮小を考えており畑について処分したいと相談を受けました。申請地は譲受人の居宅に隣接しており利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 34 アールとなり、次の番号 8 番案件成立後の経営面積は 45 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号 7 番の案件ですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さんへの使用貸借による権利設定についてであります。借人は、自宅に隣接しており利便性の良い申請地を借りたいと貸人に相談しました。貸人は市外在住で、管理が困難なことから使用貸借で話がまとまり、今回申請するものです。借人の権利設定後の経営面積は 37 アールとなり番号 7 番案件成立後の経営面積は 45 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。

また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 8 番の 1 案件を 39 番 甲斐哲哉 委員にお願いいたします。

39 番委員 39 番大野の甲斐哲哉です。5 月 7 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 8 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲渡人と譲受人は、兄弟です。譲受人は 5 年前より譲渡人と共同で耕作を行ってきました。今回、農業に専念したいと思い、譲渡人と相談した結果、贈与での話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 69 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 9 番の 1 案件を 42 番 沓冠道徳 委員にお願いいたします。

42 番委員 42 番千歳の沓冠です。5 月 8 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 9 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は高齢となり後継者もいないため農地の管理に苦慮していたところ、隣接地で耕作している譲受人から農地を譲り受けたいとの相談があり、売買で話がまとまったため申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 128 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項

目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 23 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 23 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 23 号の番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 11 番 神志那静清 委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番三重の神志那静清です。5 月 8 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番及び 2 番の 2 案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 社会福祉法人●●● 理事長 ●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、認定こども園を運営する社会福祉法人で、申請地隣接地で認定こども園を運営しています。番号 1 番については、施設の規模拡大のため、平成 10 年 4 月頃に園庭として転用し、平成 15 年 1 月頃に倉庫を建築しました。その後、平成 30 年 1 月頃、園舎の建て替えにより既存の駐車場が手狭になってきたため、駐車場として転用し、これまで申請地の一部を既存施設拡張用地として利用してきました。今回、既存の駐車場が手狭になってきたため、番号 2 番の土地と併せて、駐車場を拡大したいと思い、譲渡人に相談しました。譲渡人も高齢で、農地の管理が困難だったため、売買の話を進める際に、転用許可が必要なが分かり、無断転用の是正及び駐車場として追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当

し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号 3 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さんへの貸借権の設定に伴う、農地の転用の件についてであります。貸人は、借人の妻の祖母です。借人は現在、三重町内の借家にて親子 5 人で生活をしていますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。申請地以外の土地も探しましたが、所有者との協議がまとまらず断念していたところ、貸人所有の土地が候補に挙がり、相談した結果、使用貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 24 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 24 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 24 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 25 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、引き続き議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 25 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。5 月 7 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、山際にある農地で、搬入路が狭く、機械の搬入が困難なため、亡

父の代から 30 年耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備著しく困難な場合、又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地は元々条件の悪い農地であり、隣接する農地への影響は認められません。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

続きまして、番号 2 番の案件についてですが、申請者 豊後大野市長川野文敏さんの現況証明願いについてであります。申請地は、旧緒方町が農地法第 5 条許可を得て転用を行った土地で、現況は宅地となっており、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 25 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 25 号の番号 1 番及び番号 2 号の 2 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 25 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 25 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 これをもちまして、令和 2 年第 5 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後 2 時 53 分)

議事録署名委員 10 番委員

矢野 隆平

//

13 番委員

神田 隆善